

様式第33号(第33条関係)

夕張市選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票所の開閉時間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げる。

令和5年3月23日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第1投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第2投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第3投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第4投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第5投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第6投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第7投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第8投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第9投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第10投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第11投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第12投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第13投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第14投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分